## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人早川庄一が差し出した控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断する。イヤの再は、法令適用の誤りの主張であつて、要するに、(一)被告人は、廃えたもの再生利用の目的のために原判示第一の廃タイヤの収集・運搬の所為に及んだものであるから、右所為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物のという)一四条但書に該当し、許可を要しない、(二)仮に右所為がものであるから、右所為は、所為には違反するものとしても、再生利用の目的でなされたもので、社会的に相当な所為であるから、右所為は、形式的に農地を欠く、(三)条本文に違反するものとしても、再生利用の供せられるべきものに農地を欠く、以上の次第であるから、被告人は右いずれの所為にであるのとしてものとして被告人を有罪といわなければならないが、これと反対の見解にたつて被告人を有というのも無罪といわなければならないが、これと反対の見解にたって被告人を有というのも無罪といわなければならないが、これと反対の見解にたって被告人を有罪というないが、これと反対の見解になって被告人を有罪というないが、これと反対の見解になって、というに対した。

そこで、記録並びに原審及び当審取調べの各証拠により、所論の当否を検討する に、本件の事実関係は原判決の認定判示するとおり、被告人は、(一)法定の除外 事由がないのに、原判示都県及び市の各知事及び市長の許可を受けないで、業とし て、昭和五一年一月ころから同五二年六月一〇日ころまでの間、合計三八六回にわ たり、産業廃棄物である廃プラスチックである廃タイヤ合計約一五四〇トン(約一五万四〇〇〇本)を収集・運搬し、(二)かねて妻A、実弟B、義兄Cから管理を 一任されていた右三名ら所有にかかる原判示群馬県a村所在の各農地を右廃タイヤ の置場所に転用しようと考え、法定の除外事由がなく、かつ群馬県知事の許可を受けないで、(1)同五二年二月ころから同年三月ころまでの間、右A所有にかかる 原判示の田一筆四七六平方メートルに廃タイヤ約二万五〇〇〇本を野積みにし (2) 同年三月ころから同年五月ころまでの間、右B所有にかかる原判示の畑及び田合計四筆、面積合計二二二一平方メートル、並びに右C所有にかかる原判示の田合計二筆、面積合計一二五六平方メートルに、廃タイヤ合計約二万五〇〇〇本を野 積みにし、もつて右各農地をいずれも農地以外のものに転用した、というものであ る(なお、原判決二枚目表終りから三行目に「昭和五四年」とあるのは、「昭和五 二年」の、同裏四行目に「畑五六五平方」とあるのは「畑九六五平方」の、同三枚 目表終りから二行目に「同年一〇月二一日付)」とあるのは「同年一〇月二一日付 《本文二枚つづり》)」の、同裏一行目に「D」とあるのは「D」の、同四行目に 「E」とあるのは「E」の、同四枚目裏終りから四行目に「と題する書面」とある のは「と題する書面(被告人の検察官に対する昭和五三年八月二八日付供述調書に添付)」の、同五枚目表七行目に二〇月二一日付)」とあるのは「一〇月二一日付《本文五枚つづり》)」の、同六枚目表終りから二行目に「判示第一の」とあるのは「判示第二の」の、同九枚目番号2に「F」とあるのは「F」の、同一一枚目表番号21に「至"一二二六」とあるのは「至五二、二、一六」の各誤記と認められて、 る)

なお、所論中、廃棄物処理法違反について被告人には違法性の認識がなかつたと主張して、原判決の事実認定を論難する部分があるが、原判決挙示の櫻田公磨の検察官及び司法警察員に対する各供述調書並びに被告人の検察官(昭和五三年八月二八日付)及び司法警察員(同年八月一二日付)に対する各供述調書によると、被告人は廃タイヤを収集・運搬するには法律上県知事等の許可が必要であることを本件犯行当時知つていたことが明らかであるから、右主張は失当である。

論旨は理由がない。

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 向井哲次郎 裁判官 山木寛 裁判官 荒木勝己)